

長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和6年10月から、診療報酬改定に伴い長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養制度が導入されています。

患者さまの希望により長期収載品を処方した場合、長期収載品と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額4分の1に相当する金額を選定療養費として、患者さま自身にご負担していただく仕組みとなります。

●対象となる場合

- ・ 外来患者さまの院内処方、院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品

●対象外となる場合

- ・ 入院患者さま
- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品（先発医薬品）を処方した場合
- ・ 在庫状況により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の提供が困難な場合

●負担していただく金額

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の価格と後発医薬品（ジェネリック医薬品）での最高価格との価格差4分の1相当。
※選定療養費のため、別途消費税がかかります。

具体的な対象医薬品リストなど、詳細についてはこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html（厚生労働省ホームページ）

北海道立子ども総合医療・療育センター

